

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年5月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000184号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100002号

第1 結論

請求期間①から④までについて、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤及び⑥について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Bにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和28年11月から昭和29年3月まで
② 昭和29年11月から昭和30年3月まで
③ 昭和30年11月から昭和31年3月まで
④ 昭和31年11月から昭和32年3月まで
⑤ 昭和33年11月から昭和34年3月まで
⑥ 昭和34年11月から昭和35年3月まで

前回、昭和30年1月から昭和35年3月まで、昭和35年12月から昭和36年3月まで、昭和36年12月から昭和37年3月まで、昭和37年12月から昭和38年3月まで、昭和38年12月から昭和39年3月まで及び昭和39年12月から昭和40年3月までの期間(以下「前回の請求期間」という。)について、夫(以下「訂正請求記録の対象者」という。)は、C市でAらが共同所有する船舶D及び船舶Eに船員として乗船していたが、年金記録では、船員保険の加入記録がないので、船員保険の被保険者期間として記録してほしいと北海道厚生局に申し立てたが、記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、訂正が認められないとする通知に納得ができないので、前回の請求期間を請求期間①から⑥までに変更し、船舶Dに乗船していたとして再度請求する。

第3 判断の理由

前回の年金記録の訂正請求については、i)船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、「船舶所有者A」(船舶D)、「船舶所有者B」(船舶D)及び「船舶所有者F」(船舶D及び船舶E)は、既に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当該船舶所有者の事業主3人は既に死亡又は所在が不明であることから、

訂正請求記録の対象者の前回の請求期間に係る勤務実態、船員保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができないこと、ii) 国土交通省運輸局、C市役所及びC漁業協同組合は、「前回の請求期間当時、訂正請求記録の対象者が船舶D又は船舶Eに船員として乗船していた事実が確認できる資料は保存していない。」と回答している上、訂正請求記録の対象者は、船員手帳を所持していないことから、訂正請求記録の対象者の請求に係る事実を裏付けることができないこと、iii) 被保険者名簿により、前回の請求期間当時に上記の各船舶所有者において船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた10人に照会し、5人から回答を得られたものの、訂正請求記録の対象者の前回の請求期間に係る勤務実態、船員保険の適用状況及び同保険料の控除について具体的な陳述は得られなかった上、当該5人のうち船舶Eの船長であった者から提供された海員名簿によると、訂正請求記録の対象者の雇入期間は昭和43年11月18日から昭和44年3月10日までの期間であることが記載されており、これは、訂正請求記録の対象者の「船舶所有者F」（船舶E）における船員保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認できること、iv) 前回の請求期間について、上記の各船舶所有者に係る被保険者名簿に訂正請求記録の対象者の名前はなく、被保険者証番号に欠番も見られないことから、訂正請求記録の対象者の記録が欠落したものと考えること、v) このほか、訂正請求記録の対象者の前回の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に平成29年7月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、訂正が認められないとする通知に納得ができずとして、前回の請求期間を請求期間①から⑥までに変更し、船舶Dに乗船していたとして再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、C学校から提出された卒業生の名簿によると、訂正請求記録の対象者は、同校を昭和29年3月23日に卒業していることが確認できる上、同校は、訂正請求記録の対象者の在籍期間は昭和26年4月1日から昭和29年3月31日までと回答していることから、訂正請求記録の対象者が請求期間①について、船員として乗船していたとは考え難い。

また、船舶所有者名簿及び被保険者名簿によると、請求期間①から④までについては「船舶所有者A」（船舶D）が、請求期間⑤及び⑥については「船舶所有者B」（船舶D）がそれぞれ船員保険の適用事業所であったことが確認できるものの、当該両船舶所有者は、既に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当該両船舶所有者の事業主は既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑥までに係る勤務実態、船員保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、国土交通省運輸局、C市役所及びC漁業協同組合は、「請求期間①から⑥まで当時、訂正請求記録の対象者が船舶Dに船員として乗船していた事実が確認できる資料は保存していない。」旨回答している上、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る船員手帳を所持していないことから、請求者の請求に係る事実を裏付けることができない。

加えて、被保険者名簿により、請求期間①から⑥まで当時に上記の両船舶所有者において船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し2人から回答を得られたものの、いずれも船舶Dで訂正請求記録の対象者と一緒に乗船していたか分からないとしており、訂正請求記録の対象者が請求期間①から⑥までについて船舶Dに乗船し、給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

その上、請求期間①から⑥までについて、上記の両船舶所有者に係る被保険者名簿に訂正請求記録の対象者の名前はなく、被保険者証番号に欠番も見られないことから、訂正請求記録の対象者の記録が欠落したものと考えること。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が請求期間①から

⑥までに係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。